

# 床POWER サポートセンター登録契約条項

## 第1条 ソフトの使用許諾

株式会社サイバーリンクスはお客様に対し、本契約有効期間中に限り本契約書に記載されたセット数分の本ソフトを使用する非独占的かつ譲渡不能な権利を許諾するとともに、そのサポートサービスを提供します。

## 第2条 契約の期間

- 本契約は登録開始日より効力を発生し本契約書記載の有効期間迄存続します。ただし、有効期間の終了の日の1ヶ月前迄に書面による通知をもってお客様、株式会社サイバーリンクスいずれからも解約または条件変更の申し出のない限り更に1年間、自動的に延長されるものとし、以後1年毎に同様とします。
- 本契約はお客様、株式会社サイバーリンクスいずれからも1ヶ月前の書面による通知により解約できるものとします。

## 第3条 ソフトの使用について

- お客様は本ソフトを本契約書に記載したセット数分のコンピューター上において同時に使用することができます。
- 株式会社サイバーリンクスは、お客様が本ソフトに関する代金（本ソフトの代金、本サポートサービス料金、及び、お客様が本ソフトに関係して株式会社サイバーリンクスに支払い義務を負うすべての金銭債務をいう、以下同じ）を支払わない場合、お客様への本ソフトの使用権とサポートサービスを停止することができるものとします。株式会社サイバーリンクスによる停止後、お客様が代金の全額を支払った場合、株式会社サイバーリンクスは停止を解除するものとします。
- 前項の使用権及びサポートサービスの停止により、お客様または第三者に生じたいかなる損害についても、株式会社サイバーリンクスは責任を負わないものとします。
- 株式会社サイバーリンクスは、本ソフトの日本国外における使用について何らの保証も行わず、お客様が万一本ソフトを日本国外で使用する場合は、すべてお客様の責任で行うものとします。

## 第4条 ハードプロテクターの取扱

- 本ソフトの使用には、ハードプロテクター（本ソフトの使用権限を内蔵する器具）を用います。
- お客様は、ハードプロテクターを紛失、破損、または盗難にあわないよう、かつ第三者により複製または解析されないよう、その管理について最善の措置を講じるものとします。
- ハードプロテクターの紛失や盗難が発生した場合、お客様は株式会社サイバーリンクスにその事実をただちに連絡し、本ソフトを再度購入するものとします。
- 破損など、お客様の都合によるハードプロテクターの交換は有償となります。
- お客様は本ソフト（記録媒体やマニュアルなどの印刷物に記載された情報及びハードプロテクター）の一切を第三者に有償・無償を問わず譲渡または貸与することはできません。
- 本契約が終了したときは、株式会社サイバーリンクスはお客様に対し、本ソフトのうちハードプロテクターの返還を求めることができるものとします。

## 第5条 サポートサービスの提供

- 株式会社サイバーリンクスは、お客様に対し株式会社サイバーリンクスの就業時間内に下記のサポートサービスを提供します。
  - 本ソフトの操作方法・機能等に関する問い合わせへの回答
  - 本ソフトの使用上のアイデア及びノウハウの提供
  - バージョンアップモジュールの提供
  - 本ソフトに関して、上記(1)～(3)に含まれない、お客様にとって必要または有益であると株式会社サイバーリンクスが判断する情報の提供
- お客様が前項のサポートサービスを通じて入手した情報の利用は、お客様によるお客様の業務のための本件ソフト使用に限定されるものとし、いかなる場合でもお客様以外に開示、またはお客様の業務以外の目的で使用することはできないものとします。ただし、株式会社サイバーリンクスが事前に承諾した場合を除きます。
- お客様は、ユーザー登録内容が変更になる場合は、速やかに株式会社サイバーリンクス所定の手続きに従って変更内容を届け出るものとします。
- 届け出を怠ったことによりお客様が被った損害または損失等については、株式会社サイバーリンクスは一切の責任を負わないものとします。

## 第6条 契約料金

- 契約料金は本契約書に記載のとおりとし、登録開始日より起算します。
- 契約料金は期間の途中で解約された場合でも返還されません。
- 株式会社サイバーリンクスは、お客様に対し契約更新日の1ヶ月前に書面による通知を行うことにより更新後の契約料金を改定できるものとします。

## 第7条 消費税額相当額の算定

消費税及び地方消費税相当額は、本契約の締結時に適用されている税率に基づき算定するものとし、税率の改定その他の事由により消費税等相当額の算定方法に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更されるものとします。

## 第8条 支払条件

- お客様は、契約料金及び消費税の合計額について、株式会社サイバーリンクスから請求後翌月末日限り請求書記載の方法で支払うものとします。
- お客様が前項の支払を怠った時は、株式会社サイバーリンクスに対し支払期限の翌日から完済の日迄年利6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

## 第9条 適用除外

本契約は、本ソフトのサポートサービスであり保守サービスではありません。本契約に基づくサポートサービスに次のものは含まれません。

- 事故、火災、風水害等の災害、製品の移動もしくは誤用、又は株式会社サイバーリンクス以外の者の不注意による故障及び損傷の修理
- 改造による故障及び損傷の修理

## 第10条 知的所有権等

- 本ソフトに関する著作権、特許、商標権、ノウハウ及びその他の知的所有権は株式会社サイバーリンクスへ独占的に帰属し、お客様は本契約によって本ソフトに係る著作権や所有権その他の知的財産権を得ることはありません。
- お客様は、本ソフトの改造、リバース・エンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルをすることはできないものとします。

## 第11条 免責事項

- 株式会社サイバーリンクスは、法律上の請求原因の種類を問わず、本ソフトの使用もしくは使用不能によりお客様またはお客様以外の第三者に生じた損害に関して一切責任を負いません。
- お客様の改造に起因して本ソフトに何らかの障害が生じた場合、株式会社サイバーリンクスは当該損害に対して一切の責任を負わないものとします。

## 第12条 解 約

- お客様または株式会社サイバーリンクスが次の各号のいずれか一つにでも該当したときは、相手方は何らかの通知、催告を要せずただちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。
  - 手形または小切手が不渡りとなったとき
  - 差押え、仮差押え、仮処分または競売の申し立てがあったとき、もしくは租税滞納処分を受けたとき
  - 破産、会社更生手続開始または民事再生手続開始の申し立てがあったときあるいは清算に入ったとき
  - 本契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにも関わらず、なおその期間内に履行しないとき
  - 虚偽の申告をしたとき
  - 本契約書上の義務に違反したとき
- お客様は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、本契約の取引金額その他株式会社サイバーリンクスに対する一切の債務をただちに履行するものとします。

## 第13条 機密保持

- お客様ならびに株式会社サイバーリンクスは、相手方の書面による承諾なくして本契約に関して知り得た相手方固有の業務上、技術上の秘密（以下、「秘密情報」といいます）を、お客様ならびに株式会社サイバーリンクスの善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、第三者に漏洩しないものとします。なお、お客様ならびに株式会社サイバーリンクスは、秘密情報を相手方に開示する場合には、秘密である旨の表示をするものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。
  - 開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの
  - 開示の時点ですでに保有していて、相手方が秘密情報であることを知っていることが明らかであるもの
  - 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
  - 開示された秘密情報によらずして、独自に開発したもの
- お客様は、株式会社サイバーリンクスの書面による承諾なく、本ソフトに関する一切の情報を第三者に漏洩しないものとします。
- 本条の義務は、契約終了後も存続するものとします。

## 第14条 本契約の変更

株式会社サイバーリンクスは、本契約書の内容を変更する場合は、株式会社サイバーリンクスのホームページに変更内容につき掲示するとともにお客様に掲示したことを連絡します。掲示から3週間以内にお客様が何らの異議を述べない場合は、合意に同意したものとします。

## 第15条 準拠法及び管轄裁判所の合意

本契約の成立及び解釈については日本法を準拠法とし、本契約及び本契約に基づく個別契約に関する一切の紛争については、和歌山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。

## 第16条 協議事項

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈または履行について疑義が生じた場合には、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。

## 第17条

お客様、株式会社サイバーリンクス間で本契約締結より前に締結した契約のうち、本契約と反する内容については本契約が優先するものとします。